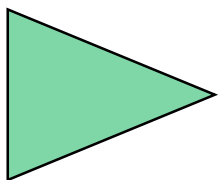


周りが陽性者となった場合の対応について

同居家族が陽性の場合

陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）から5日間は外出の自粛（6日目で解除）をお願いします。 ※住居内で感染対策を講じた日の方が遅い場合は、その日から5日間が外出自粛の期間。
なお、2日目及び3日目に抗原定性検査キットで陰性を確認できた場合は、3日目から外出することができます。

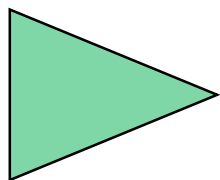


マスクの着用、手洗いなど、感染対策を徹底するとともに、7日間は、

- ・ 検温などにより、ご自身の健康状態をこまめに確認しましょう。
- ・ 高齢者との接触や医療機関などへの訪問（お見舞いなど）は控えましょう。
- ・ 感染リスクの高い場所の利用や会食への参加などは避けましょう。

職場の同僚が陽性の場合

職場の同僚という理由では、行動の制限（例：出勤停止）はありません。
マスクの着用、手洗い、3密の回避など、感染対策の徹底をお願いします。



- ・ 陽性者と接触があった人は、7日間を目安として、高齢者との接触や医療機関などへの訪問（お見舞いなど）は控えましょう。
- ・ 陽性者との食事の際に感染対策（マスク着用など）をせずに会話した人は、5日間の外出制限や自主的な検査などを行いましょう。

※ 医療や高齢者施設、保育所等に勤務し、濃厚接触者になった方は、5日間の外出自粛等が必要ですが、毎日の検査で陰性を確認することで、業務に従事できます。

※ お住いの地域で取扱いが異なる場合があります。詳細は、各自治体のホームページをご参照ください。